

釧路川公募型樹木採取試行への参加者募集要領

令和6年8月19日

釧路開発建設部 釧路河川事務所

釧路開発建設部では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、工事で伐採した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木採取」を試行しています。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。採取は基本的に無料です。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を熟読いただき、「公募型樹木採取試行参加申込書」に必要事項を記入の上、期日までに提出してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木採取の試行に参加を希望される方は、別紙「公募型樹木採取試行参加申込書」に必要事項を記入し、募集期限迄に郵送またはEメール(PDF形式)により以下の宛先まで提出してください。(当日消印有効)

応募先	郵 送：〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 釧路河川事務所 河川課 Eメール：mikami-t22ag@mlit.go.jp
------------	---

2. 応募資格

以下の事項について、いずれにも該当しない者であること。

- イ) 過去3年間に公募型樹木採取において著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当する者でないこと
- ハ) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 税・採取料・占用料を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ) その他釧路河川事務所長が参加不適格と判断する者

3. 樹木採取の概要

イ) 採取予定場所：

場所①: 釧路川左岸 標茶町旭6丁目付近高水敷

※詳細は別紙を参照

ロ) 採取可能面積(体積)：

場所①: 約13.500㎡(約54m³)

※体積は推定値であり、0.4m³/100㎡として算出。

ハ) 主な樹種：ヤナギ類が主体

二) 採取の条件：

- ① 釧路河川事務所が指定する高水敷の堤防法尻付近の運搬路沿いに集積された樹木(伐木)が対象となる。
- ② 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合がある。
- ③ 積込、運搬、後片付けを実施すること。
- ④ 各工程にかかる費用は参加者が負担する。なお、採取料は無料。
- ⑤ 伐木には、集積作業などによる泥が付着していることがある。
- ⑥ 採取対象の伐木が、出水により流出した場合、この伐木は採取対象から除外することがある。
- ⑦ 出水により、著しい泥の付着が生じた場合は、協議により採取対象から除外する等の処置を講じることがある。
- ⑧ 集積した樹木は速やかに搬出すること。

ホ) 募集期間

令和6年8月19日(月)～令和6年9月13日(金)

ヘ) 採取期間

令和6年10月21日(月)～令和6年12月6日(金)

ただし、採取時期は釧路河川事務所が実施する工事の工程により指定する。

ト) 応募から樹木採取許可までの手続きの流れ

- ① 公募型樹木採取試行参加申込書の提出
- ② 【応募者→釧路河川事務所】 令和6年8月19日(月)～令和6年9月13日(金)



④ 樹木採取者の通知

【釧路河川事務所→樹木採取者】 令和 6 年 9 月 27 日(金)迄



⑤ 許可申請書の提出

【樹木採取者→釧路河川事務所】 令和 6 年 10 月 8 日(火)迄



⑥ 河川産出物採取許可書の発行

【釧路河川事務所→樹木採取者】 令和 6 年 10 月 11 日(金)迄

4. 樹木採取者の選定

応募者の中から、応募資格と採取の目的、実施計画、安全対策などを総合的に判断し、決定いたします。

決定結果につきましては、審査後、郵送またはEメールで通知いたします。

5. その他

イ) 申込書への記載内容(応募資格や樹木採取方法)などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。

ロ) 樹木採取者は、許可申請書を提出する必要があります。本申請の詳細については、釧路河川事務所から御連絡いたします。

ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、釧路河川事務所長の判断で中止する場合があります。

二) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には樹木採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。

ト) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

釧路開発建設部 釧路河川事務所 河川課

電 話 : 0154-21-5500 (平日 9 時~17 時)

Eメール : mikami-t22ag@mlit.go.jp

